

令和6年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に関して知事が定める数について

区 分	一般納付金 (医療分) (※1)	後期高齢者支援金等 納付金 (※2)	介護納付金納付金 (※3)	根拠条文	出 典
医療費指数反映係数( $\alpha$ )	1			条例第9条	福岡県国保運営方針
所得係数( $\beta$ )	0.8347733328025	0.8442170674612	0.8418706399674	(※1): 条例第11条 (※2): 条例第14条 (※3): 条例第17条	確定係数通知 (令和5年12月27日保国 発1227第4号)
基礎額調整係数( $\gamma$ )	0.9459580012391	0.9999999990401	0.9999999971312	(※1): 規則第7条 (※2): 規則第8条 (※3): 規則第9条	納付金システムにより 算出
被保険者均等割指数	0.6	0.6	0.6	(※1): 条例第20条第1項第1号 (※2): 条例第20条第1項第2号 (※3): 条例第20条第1項第3号	福岡県国保運営方針

※「条例」: 福岡県国民健康保険法施行条例(平成28年福岡県条例第41号)

「規則」: 福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則(平成30年福岡県規則第13号)